

○大阪電気通信大学における安全保障輸出管理に関する規程

平成28年3月15日

制定

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「法」という。)及びこれに関連する法令等(以下「外為法等」という。)に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる技術の提供及び貨物の輸出の管理(以下「安全保障輸出管理」という。)について、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)における体制を整備し、教育研究活動を安全かつ円滑に遂行できる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いられる用語は、次の各項の定義によるもの他、外為法等の定めるところによる。

(1) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(ア) 本学の職員、学術研究員、博士研究員及び嘱託職員

(イ) 本学の施設設備を利用する者で、この規程に従う旨の契約をした者

(ウ) 本学の学生、研究生及び客員研究員であって、本学職員の指導の下に研究を行っている者

(2) 「特定類型該当者」とは、次に掲げる者であって、自然人である居住者(法第6条第1項第5号に定める者をいう。)をいう。

(ア) 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

ア 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該

外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

イ 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- (イ) 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者
- (ウ) 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者
- (3) 「技術の提供」とは、次に掲げる行為をいう。
- (ア) 非居住者(法第6条第1項第6号に定める者をいう。)又は特定類型該当者への技術の提供
- (イ) 非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供
- (ウ) (ア)又は(イ)を目的として技術情報が記載又は記録された記録媒体を輸出する行為
- (エ) (ア)又は(イ)を目的として技術情報を電気通信により送信する行為
- (4) 「貨物の輸出」とは、次に掲げる行為をいう。
- (ア) 外国を仕向地として貨物を送付すること。
- (イ) 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること。
- (ウ) 外国に向けて貨物を携行すること。
- (5) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (6) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、当該の取引(技術の提供又は貨物の輸出)を本学として行うかどうかを判断することをいう。

- (7) 「規制技術等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- (8) 「リスト規制技術」とは、規制技術等のうち、外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の1から15までの項に該当する技術をいう。
- (9) 「リスト規制貨物」とは、規制技術等のうち、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の1から15までの項に該当する貨物をいう。
- (10) 「キャッチオール規制技術」とは、規制技術等のうち、外為令別表の16の項に該当する技術をいう。
- (11) 「キャッチオール規制貨物」とは、規制技術等のうち、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。
- (12) 「グループA」とは、輸出令別表第3に挙げる国をいう。
- (13) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (14) 「通常兵器」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。
- (15) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(基本方針)

第3条 本学における安全保障輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げる恐れがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 技術の提供又は貨物の輸出にあたり、外為法等及びこの規程を遵守する。
- (3) 安全保障輸出管理を確実に実施するための体制を適切に整備し、充実を図る。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学の教職員等が本学における教育研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用される。

(組織)

第5条 本学の安全保障輸出管理に関する重要事項を審議する組織として、第8条で定める安全保障輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を委員長とする安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(役割)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (2) 監査の実施に関する事項
- (3) 該非判定及び取引審査の審議に関する事項
- (4) その他安全保障輸出管理に関する重要事項  
(組織の構成)

第7条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長
- (4) 研究科長
- (5) 学部長
- (6) 共通教育機構長
- (7) 研究機構長(研究所長又は研究施設長の中から学長が指名した1名)
- (8) 研究連携推進センター長
- (9) 国際交流センター長
- (10) 四條畷事務部長
- (11) 大学事務局学事部長
- (12) 学務部事務部長
- (13) 大学事務局研究支援室長
- (14) 大学事務局学事部学事課長
- (15) 大学事務局学事部会計課長
- (16) 四條畷事務部学事・会計課長
- (17) 国際交流センター事務室長
- (18) その他、学長が必要に応じて指名する専門的知識を有する学外者  
(職務)

第8条 委員会には、以下の責任者を置く。

2 最高責任者を学長とする。副学長は、最高責任者を補佐する。最高責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本学全体を統括し、安全保障輸出管理の適正かつ円滑な実施について最終責任を負う

- (2) 安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の決定並びに周知
  - (3) 技術又は貨物の該非判定の最終確認
  - (4) 第13条による取引審査に係る承認
  - (5) 安全輸出管理監査の実施
  - (6) その他本学の輸出管理の重要事項に関する決定
- 3 安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を大学事務局長とする。統括責任者の業務は、次のとおりとする。
- (1) 最高責任者を補佐し、実質的に安全保障輸出管理の適正かつ円滑な実施について本学全体を統括する。
  - (2) 安全輸出管理の基本方針及び基本施策の企画立案
  - (3) 技術又は貨物の該非判定に係る二次審査
  - (4) 本学内の安全輸出管理教育の計画策定及び実施
  - (5) 法令改正等の連絡事項の周知
  - (6) 特定類型該当者の把握
  - (7) 安全輸出管理の重要事項に関する最高責任者への相談及び報告
- 4 安全保障輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を研究科長、学部長、共通教育機構長、研究機構長、研究連携推進センター長、国際交流センター長、四條畷事務部長、大学事務局学事部長及び学務部事務部長とする。管理責任者の業務は、次のとおりとする。
- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における輸出管理の統括
  - (2) 自己の管理監督又は指導する部局等における輸出管理手続等の決定
  - (3) 技術又は貨物の該非判定に係る一次審査
  - (4) 第13条による取引審査の実施及び承認依頼
  - (5) 自己の管理監督又は指導する部局等の安全輸出管理教育
  - (6) 統括責任者からの指示・連絡事項の自己の管理監督又は指導する部局等への周知徹底
- 5 安全保障輸出管理副責任者(以下「管理副責任者」という。)を大学事務局研究支援室長、大学事務局学事部学事課長、大学事務局学事部会計課長、四條畷事務部学事・会計課長及び国際交流センター事務室長とする。管理副責任者の業務は、次のとおりとする。
- (1) 統括責任者及び管理責任者の業務の補佐
  - (2) 本学における輸出管理手続きの実務  
(事前確認)

第9条 教職員等が、技術の提供又は貨物の輸出(以下「取引」という。)を行おうとする場合には、統括責任者が指定する様式にもとづき、取引の相手先、用途その他統括責任者が指定する事項について、外為法等に抵触する可能性の有無を事前に確認しなければならない。

2 教職員等は、前項の取引について、管理責任者の確認が不要であると統括責任者が定めるものを除き、管理責任者の確認を得なければならない。

(該非判定)

第10条 前条の事前確認の結果、該非判定を必要とするときは、管理責任者及び管理副責任者は、当該教職員等の協力を得て該非判定を行い、その結果について統括責任者による確認を受けなければならない。また、統括責任者は、該非判定の結果を最高責任者へ報告するものとする。

2 最高責任者は、前項による判定結果に不明・疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(用途及び相手先の確認)

第11条 前条により非該当と判定され、かつ、グループA以外の相手先と教職員等が取引を行おうとする場合は、管理責任者及び管理副責任者は、キャッチオール規制技術又はキャッチオール規制貨物に該当するか否かの判定を行い、その結果については統括責任者による確認を受けなければならない。また、統括責任者は、この判定結果を最高責任者へ報告するものとする。

2 前項における判定に当たっては、相手先の事業内容、研究内容等に関して入手した情報により、大量破壊兵器等の開発等の懸念の有無を確認しなければならない。また、相手先が国連武器禁輸国・地域である場合は、通常兵器の開発等に用いられる懸念の有無についても確認しなければならない。

3 最高責任者は、前2項による判定又は確認の結果に不明・疑義がある場合は、これについて委員会に諮る等、適切な方法により最終確認を行うものとする。

(その他の輸出管理上の懸念の確認)

第12条 教職員等は、前2条の確認において輸出管理上の懸念が無いと判定された場合であっても、当該技術又は貨物が経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けていないか等、その他の輸出管理上の懸念を確認するものとする。

(取引審査)

第13条 取引を行おうとする教職員等は、その技術又は貨物が次の各号に該当する場合、

管理責任者を通じて最高責任者に審査を申請するものとする。

- (1) 第10条により、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当すると判定された場合
- (2) 第11条により大量破壊兵器等(国連武器禁輸国・地域にあつては通常兵器を含む。)の開発等に用いられる恐れがあることが確認された場合
- (3) 大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合
- (4) 第1号及び第2号に該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

2 最高責任者は、申請があつた場合には、前項第1号から第4号までの内容を踏まえ、取引の可否について審査を行うものとする。

3 国内における取引であっても輸出等が行われることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 最高責任者は、前条第2項に基づく承認が行われた場合、当該取引について、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 外為法等により経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術の提供を行おうとする場合には、該非判定、用途及び相手先の確認及び取引審査の手続が終了したこと並びに技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第16条 教職員等は、貨物の輸出を行おうとする場合には、該非判定、用途及び相手先の確認及び取引審査の手続が終了したこと並びに貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出である場合には、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生した場合には、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、管理責任者を通じて最高責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 最高責任者は、前項の報告があった場合には、事実関係を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

(安全保障輸出管理実施手順等)

第17条 委員会は、この規程に基づく安全保障輸出の円滑な実施を図るために実施手順等を別途定めるものとする。

(教職員等に対する研修・啓発)

第18条 最高責任者及び委員会は、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、安全保障輸出管理に関する研修及び啓発を計画的に行うものとする。

(監査)

第19条 最高責任者及び委員会は、本学における安全保障輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、法人内部監査室の協力を得て、監査を定期的に行うものとする。

(文書管理)

第20条 安全保障輸出管理に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された当該年度を含めて7年間保存するものとする。

(報告)

第21条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反の恐れがあることを知った場合は、速やかに管理責任者を通じて最高責任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 最高責任者は、前項の報告があった場合には、その内容を調査し、違反の事実が判明した場合又は違反の恐れがある場合は、速やかに本学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(懲戒)

第22条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者又はこれに関与した者は、学校法人大阪電気通信大学就業規則等による懲戒の対象とする。

(事務)

第23条 安全保障輸出管理に関する事務は、大学事務局研究支援室において行う。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規程は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年2月14日から施行する。